（モロッコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月六日にラバトで

モロッコ王国経済・財政大臣

モハメッド・ブーサイド

モロッコ王国駐在

日本国特命全権大使　黒川恒男閣下

○外務省告示第十三号

平成二十五年五月二日にチュニスで、チュニジア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年十二月十九日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　高原寿一在チュニジア大使

チュニジア側　オスマン・ジャランディ外務大臣

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十四号

平成二十五年十二月十三日にアンタナナリボ（マダガスカル）で、気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する平成二十五年六月十日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモーリシャス共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十一億五千万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　細谷龍平在モーリシャス大使（マダガスカルにて兼轄）

モーリシャス側　アーネスト・ジェラール・ルメール在マダガスカル　モーリシャス大使

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十五号

平成二十五年十二月十五日に東京で、シハヌーク州病院整備計画のための贈与に関する平成二十五年三月二十一日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十五億五千四百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ロン・ビサロ外務・国際協力省長官

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十六号

平成二十五年十二月十五日に東京で、国道一号線改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道一号線改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億八千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ロン・ビサロ外務・国際協力省長官

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十七号

平成二十五年十二月十五日に東京で、アンコール・ワット西参道修復機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アンコール・ワット西参道修復機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九千四百七十万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ロン・ビサロ外務・国際協力省長官

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十八号

平成二十五年十二月十五日に東京で、国道十六B号線セコン橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道十六B号線セコン橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　八千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸野博之在ラオス大使

ラオス側　アルンケオ・キッティクン外務副大臣

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十九号

平成二十五年十二月十五日に東京で、地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　八億六千四百万円

3　署名者

日　本　側　岸野博之在ラオス大使

ラオス側　アルンケオ・キッティクン外務副大臣

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第二号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

文部科学大臣　下村　博文

1　義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）の一部を次のように改正する。

第3章の［社会科（「地図」を除く。）］の2の(2)中「記述していたり」の次に「，特定の事柄を強調し過ぎていたり」を加える。

第3章の［社会科（「地図」を除く。）］の2中(5)を(7)とし，(4)を(6)とし，(3)を(5)とし，(2)の次に次のように加える。

(3)　近現代の歴史的事象のうち，通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には，通説的な見解がないことが明示されているとともに，児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。

(4)　閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には，それらに基づいた記述がされていること。

2　高等学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第166号）の一部を次のように改正する。

第3章の［地理歴史科（「地図」を除く。）］の1の(1)中「記述していたり」の次に「，特定の事柄を強調し過ぎていたり」を加える。

第3章の［地理歴史科（「地図」を除く。）］の1中(4)を(6)とし，(3)を(5)とし，(2)を(4)とし，(1)の次に次のように加える。

(2)　近現代の歴史的事象のうち，通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には，通説的な見解がないことが明示されているとともに，生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。

(3)　閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には，それらに基づいた記述がされていること。

第3章の［公民科］の1の(3)中「記述していたり」の次に「，特定の事柄を強調し過ぎていたり」を加える。

第3章の［公民科］の2中(6)を(8)とし，(5)を(7)とし，(4)を(6)とし，(3)の次に次のように加える。

(4)　近現代の歴史的事象のうち，通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には，通説的な見解がないことが明示されているとともに，生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。